

青梅市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年12月3日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

市長、副市長および教育長に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 青梅市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の232.5」を「100分の242.5」に改める。

第2条 青梅市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の217.5」を「100分の230」に、「100分の242.5」を「100分の230」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の青梅市長等の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の青梅市長等の給与に関する条例の規定にもとづいて平成30年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第43号

参考資料

青梅市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

人事院勧告および東京都人事委員会勧告を踏まえ、市長、副市長および教育長に支給する期末手当の支給割合を改めようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のように改め、年間で0.10月の引上げを行う。(第3条関係)

※割合は、月数に換算したもの

(1) 平成30年12月期の期末手当の支給割合

支給月	改正後	現 行	差(改正後-現行)
6月	2.175	2.175	—
12月	<u>2.425</u>	<u>2.325</u>	<u>0.10</u>
計	<u>4.60</u>	<u>4.50</u>	<u>0.10</u>

(2) 平成31年6月期以後の期末手当の支給割合

支給月	改正後	現 行	差(改正後-現行)
6月	<u>2.30</u>	<u>2.175</u>	<u>0.125</u>
12月	<u>2.30</u>	<u>2.325</u>	<u>△0.025</u>
計	<u>4.60</u>	<u>4.50</u>	<u>0.10</u>

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 2(1)の改正 公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

イ 2(2)の改正 平成31年4月1日

(2) 期末手当の内払

2(1)による改正前の条例の規定にもとづいて平成30年12月に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

青梅市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○第1条による改正（青梅市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第14号））

改正後	現行	備考								
<p>(期末手当) 第3条 略 2 略 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した者にあつては、退職した日現在）における給料月額に、その給料月額に100分の20を乗じて得た額を加えた額に、6月に支給する場合には100分の217.5、12月に支給する場合には100分の242.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="183 743 985 826"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	略		<p>(期末手当) 第3条 略 2 略 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した者にあつては、退職した日現在）における給料月額に、その給料月額に100分の20を乗じて得た額を加えた額に、6月に支給する場合には100分の217.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1088 743 1890 826"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	略		
在職期間	割合									
略										
在職期間	割合									
略										

○第2条による改正（青梅市長等の給与に関する条例）

改正後	現行	備考								
<p>(期末手当) 第3条 略 2 略 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した者にあつては、退職した日現在）における給料月額に、その給料月額に100分の20を乗じて得た額を加えた額に、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="183 1361 985 1444"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	略		<p>(期末手当) 第3条 略 2 略 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した者にあつては、退職した日現在）における給料月額に、その給料月額に100分の20を乗じて得た額を加えた額に、6月に支給する場合には100分の217.5、12月に支給する場合には100分の242.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1088 1361 1890 1444"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	略		
在職期間	割合									
略										
在職期間	割合									
略										

<p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の青梅市長等の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(期末手当の内払)</u></p> <p>3 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の青梅市長等の給与に関する条例の規定にもとづいて平成30年12月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、第1条による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。</p>		